

住宅に太陽光発電システムを設置する方へ

太陽光発電システム設置に係る経費の一部を補助します

～住宅用太陽光発電システム設置費補助金～

町では、地球温暖化の防止及び環境負荷の少ない新エネルギーの普及促進を図ることを目的に、住宅用太陽光発電システム設置に係る経費の一部を予算の範囲内で支援する補助金交付事業を行っています。

事業の内容

【補助金対象要件】

次のいずれかに該当する町税の滞納がない方

- ①自らが居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置した方
- ②自らが居住するため、太陽光発電システムが設置された町内の建売住宅を購入した者



【補助対象設備】

住宅(店舗併用住宅を含みます)の屋根等に設置し、余剰電力を電力会社に供給できる太陽光発電システムであって、最大10kw未満の太陽光発電設備であること



【補助対象経費】

町内において、自らが居住する住宅に太陽光発電システム(未使用品であること)を設置するための経費で、太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線・配線器具等の購入および据付工事に要する費用



【補助金額】

太陽光発電システムを構成する太陽電池の最大出力1kwあたり30,000円
※ただし、5kW:150,000円を上限とします。



申込等について

【受付について】

受付時間(土日祝日は除く)
午前8時30分から午後5時15分まで

受付場所
役場3階 総務課企画係

※郵送による申請書の受付は行いません。
※補助金申込額が予算の範囲を超えた場合、申込
受付を終了させていただきます。

【申込方法】

申請書に必要事項を記載のうえ、次の書類を添付してください。

- ①経費の内訳が明記されている見積書または工事請負契約書の写し
 - ②工事着工前の現況写真
 - ③設置予定箇所の位置図
 - ④システムの形状および規模が分かるもの
- ※補助事業完了後は、実績報告書の提出が必要となります。
※既に設置を済ませたシステムや補助金の交付決定前に着工した場合は、補助対象になりませんのでご注意ください。
※申請書は、総務課または町ホームページで取得できます。

問 総務課企画係
☎33-3111 (有)2031